

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各部局における平素の業務

(全所属)

県の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。なお、国民保護に関する業務の総括、各部局間の調整、企画立案等については、基地対策・国民保護課の国民保護担当責任者が行うものとする。

また、県の各部局における平素の業務は、巻末に記載のとおりとする。

2 県職員の参集基準等

(全所属)

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、危機管理部が所管する防災対策室での職員の当直による24時間即応可能な体制を維持する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	基地対策・国民保護課職員が参集する。
②特殊重大災害対策本部体制	「特殊重大災害発生時における初動体制要領」の別表1「特殊重大災害認定基準及び所管所属」に基づき、主管所属が本部要員を招集し、発生した災害の性格、規模、推移により本部員を適宜増減する。
③県国民保護対策本部体制	全ての県職員が参集する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	県の全部局での対応が必要な場合	②
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	①
	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	②
	県の全部局での対応が必要な場合	③

※ ①、②の体制を整えるかどうかの判断は、危機管理対策監が行うものとする。

※ 県警察は、事態の状況に応じて、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、初動体制の確立を図るものとする。

(4) 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保する。

また、県は、情報を携帯メールにより自動送信するシステムを構築するなどインフラ整備等に努める。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、県対策本部長、県対策副本部長及び県対策本部員の代替職員については、巻末に記載のとおりとする。

(6) 職員の服務基準

県は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

【所掌事務】

体 制	所 掌 事 務
①担当課体制	情報収集等を行い状況の把握およびその対応（処理）等にあたるものとする。
②特殊重大災害対策本部体制	1 報道機関への連絡発表に関すること。 2 関係情報の収集、分析等に関すること。 3 災害の総括に関すること。 4 自衛隊、医療機関への対応要請に関すること。 5 関係機関との連絡調整に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
③県国民保護対策本部体制	以下の長崎県国民保護対策本部長の総合調整権の行使について必要な協議・調整に関すること。 1 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整 2 国の対策本部長に対する総合調整の要請 3 職員の派遣の求め 4 情報提供の求め 5 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め 6 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

(7) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(基地対策・国民保護課、福祉保健課、農産園芸課、水環境対策課、住宅課、医療政策課、薬務行政室、警察本部)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が認定された場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)	医薬品
		食品
		飲料水
		建設資材
		上記以外（生活必需品等）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）	福祉保健課 医療政策課
	応急公用負担に関すること。（法第113条第3項）	基地対策・国民保護課
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること。（法第85条第1項、第2項）	医療政策課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	基地対策・国民保護課
	医療の実施の要請等によるもの。（法第85条第1項、第2項）	医療政策課
不服申立てに関すること。（法第6条、175条）		上記担当課
訴訟に関すること。（法第6条、175条）		上記担当課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備

（基地対策・国民保護課）

市町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町長及び国民保護担当職員へ連絡が取られる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

5 医療提供体制の確保

（基地対策・国民保護課、福祉保健課、地域保健推進課）

県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(基地対策・国民保護課)

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 米軍基地に関係する省庁及び関係市町との連携

県は、武力攻撃事態等において、米軍基地周辺の住民及び米軍基地内の日本人従業員を安全を確保し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、米軍と調整する必要がある事項や米軍との連携のあり方に関し、平素から関係省庁及び関係市町との密接な連携を図る。

2 国の機関との連携

(基地対策・国民保護課)

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。特に、連絡調整の主たる窓口である長崎県所在の自衛隊と緊密な連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(基地対策・国民保護課)

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC（核・生物・化学）攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等においても対応できるよう締結されている「全国都道府県における災害時等の広域応援 に関する協定（平成19年7月12日改正）」及び「九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定（平成18年10月23日締結）」のほか、必要により広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制の強化に努める。

また、九州・山口9県で整備した「県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアル（平成20年3月 九州・山口各県国民保護主管課（室）長会議）」の円滑な運用について必要な整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 緊急消防援助隊の支援体制整備

県は、消防庁及び他の都道府県と連携して、緊急消防援助隊による人命救助活動等が円滑に実施できるよう、その支援体制の整備を図る。

(4) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。

(5) 近接する県の間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、輸送手段等に関し、近接する福岡県、佐賀県及び熊本県等との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、長崎県環境保健研究センター等の機関は、上記の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(6) 他の県に対する事務の委託

長崎県は、隣接県である福岡県、佐賀県及び熊本県等に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要に応じ、調整を図る。

なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事は、避難先の都道府県に対し、国民保護法13条に基づき、事務委託を行うものとする。

4 市町との連携

(基地対策・国民保護課)

(1) 市町の連絡先の把握等

県は、区域県内の市町との緊密な連携を図る。

この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、輸送の確保等、県と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

なお、市町の連絡先は、巻末に記載のとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 市町の行うべき事務の代行

県は、市町長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町国民保護計画の協議

県は、市町国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町間の連携の確保

県は、近接する市町が相互の市町国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援態勢の整備

県は、区域内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県の区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC（核・生物・化学）対応可能な部隊数やNBC（核・生物・化学）対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施する

とともに、国民保護措置についての訓練に消防団に参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関等との連携

(基地対策・国民保護課)

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は、巻末に記載のとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、県は、都市部の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

6 自主防災組織、NPO（民間非営利組織）・ボランティアに対する支援

(防災企画課、県民生活環境課、福祉保健課)

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携を図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のNPO（民間非営利組織）・ボランティアに対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のNPO（民間非営利組織）・ボランティアとの連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

(基地対策・国民保護課、警察本部)

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たつ	・ 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線を中心に情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。
	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）や関連機器装置の二重化等の方法によって障害発生時における情報収集体制を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る
	・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの効果的な運用を図る。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を維持するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・ 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、九州管区警察局等、県及び市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に努めるものとする。

(4) 市町における通信の確保

市町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(基地対策・国民保護課、警察本部)

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する装備資機材を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制の整備に努めるものとする。

(5) 個人情報の取扱い

県は、個人情報の取扱いについては法令の規定に基づき十分留意する。

2 警報等の通知に必要な準備

(全所属)

(1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等については、第1編第3章で記載しているところであるが、別途資料編に掲げるとおりとする。

(2) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設について、市町との役割分担も考慮して定める。

なお、県は、国、県から連絡を受けた運送事業者または団体である指定公共機関、指定地方公共機関に対して、それぞれが管理する駅等多数の者が利用する施設へ連絡を行うよう要請しておくものとする。

また、県が警報の伝達を行う多数の者が利用する施設については、連絡先等、一覧性を持った資料として別途整理を行うものとする。

(3) 市町に対する支援

県は、市町が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町に対し必要な支援を行い、県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町との協力体制を構築する。

3 市町における警報の伝達に必要な準備

(基地対策・国民保護課)

市町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や自主防災組織、自治会等および社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(基地対策・国民保護課)

(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、県が安否情報を収集する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。また、知事が消防庁に安否情報を報告する様式は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書による。

【収集・報告する情報】

- 1 避難住民・負傷した住民
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）
 - ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要状況
 - ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

(2) 武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムの利用

国民保護法に基づく安否情報事務の実施にあたっては、事務を効率的に行うため、消防庁の「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という）」を利用することを原則とする。なお、利用にあたっては「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（平成20年8月22日 消防庁国民保護運用室）」の趣旨を踏まえ、適切な安否情報事務を行うものとする。

(3) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、安否情報事務に必要な研修・訓練を行っておくものとする。

安否情報システムを利用した安否情報事務については、必要な人員を確保するため、人材派遣会社の活用や近隣の県の応援、自治会・自主防災組織の協力等が得られるよう整備に努める。

また、市町の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

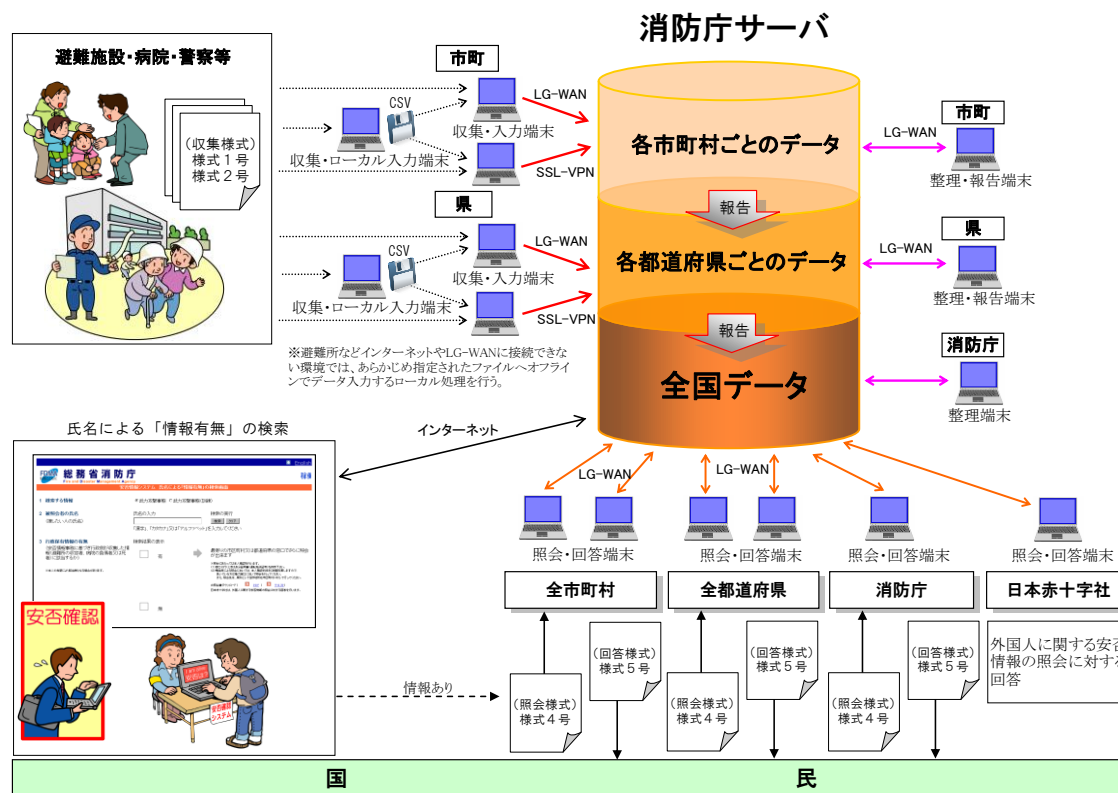
(4) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の

報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

【安否情報システムの概略図】



5 市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(基地対策・国民保護課)

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(基地対策・国民保護課)

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、

あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町に対し、被災情報の報告を「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）」により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、その管理する施設及び設備に関する被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

7 市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

（基地対策・国民保護課）

市町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(基地対策・国民保護課)

(1) 国の研修機関等における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校や消防大学校など国の研修機関等の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県の研修機関における研修の活用

県は、職員研修所等において、広く職員の研修機会を確保するよう努める。また、市町と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニング（インターネットを使った教育、学習）を活用するなど多様な方法による研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用するよう配慮する。

2 訓練

(基地対策・国民保護課)

(1) 県における訓練の実施

県は、区域内の市町とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難・救援訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映するよう努める。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県は、学校、病院その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県公安委員会は、必要に応じ、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。
- ⑦ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(全所属)

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

※【県対策本部において集約すべき基礎的資料】（例）

- 避難のために集約した資料に加えて、次の資料を基礎資料として特に準備
- 収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト（※特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等）
- 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援

市町が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアル[※]も参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

※「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）」平成18年1月31日・消防国第4号

2 救援に関する基本的事項

(基地対策・国民保護課ほか)

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 電気通信事業者との協議、情報の共有

県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議、情報の共有を行う。

(3) 医療の要請方法等

県は、災害拠点病院や公立病院をはじめとする職員による救護班の編成方法や医療関係団体等に対する救護班の派遣要請方法など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC（核・生物・化学）攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町が行うこととすることができることから、市町が行う救援に関する措置の内容、地域等について関係市町と調整を行うものとする。

3 運送事業者等の輸送力・輸送施設の把握等

(基地対策・国民保護課、新幹線対策課、交通政策課、漁港漁場課、道路維持課、港湾課)

県は、運送事業者及び県、市町が有する輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。なお、県自らが保有する輸送手段及び市町が保有する輸送手段についても把握する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道、港湾、漁港、空港等の輸送施設に関する情報について把握する。

なお、離島の住民の避難にあたっては、国は、自ら保有する航空機及び船舶により、可能な限り避難住民を運送するものとされているため、特に、港湾、漁港、空港の対応能力等についても把握する。

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

(4) 離島における留意事項

県は、離島の住民の避難について、「『離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方』について（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）・国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）」を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。

この場合において、県は、指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段、想定される避難先までの輸送経路、島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制、島内にある港湾、漁港、空港等までの

輸送体制などの情報を把握するものとする。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(警察本部、道路維持課)

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図るものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図るものとする。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(基地対策・国民保護課)

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配

慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町及び住民に対する情報提供

県は、市町による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 市町における避難及び救援に関する平素からの備え

（基地対策・国民保護課）

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル※を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難が困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難方法等について配慮する。

※「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）」平成18年1月31日・消防国第4号

(2) 避難の指示及び避難実施要領の伝達方法の整備

市町は、知事から避難の指示があった場合、及び避難実施要領を定めた場合の住民及び関係団体への伝達方法について、あらかじめ定めておくものとする。

この場合においても、避難行動要支援者および外国人の伝達方法等について配慮する。

(3) 輸送体制の整備等

市町は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

なお、市町は、その保有するバス、車両及び船舶など、避難住民の輸送に使用できる車両等について定めておくものとする。

(4) 市町長が実施する救援

市町は、知事との調整の結果、市町長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

7 動物の保護等に関して配慮すべき事項

(生活衛生課、畜産課)

県は、災害時における動物の管理等への備えと併せて、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日事務連絡環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

ア 特定動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(全所属)

(1) 生活関連等施設の把握

県は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ① 施設の種類 ② 名称 ③ 所在地 ④ 管理者名 ⑤ 連絡先
⑥ 危険物質等の内容物 ⑦ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	県所管部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	県民生活環境部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	土木部
	9号	ダム	国土交通省、 農林水産省	土木部、 農林部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理部
	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省、 農林水産省	福祉保健部、 農林部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

(3) 生活関連等施設の情報公開上の取扱い

生活関連等施設の情報公開については、「生活関連等施設情報公開ガイドラインの送付について（平成18年7月20日事務連絡・消防庁国民保護室通知）」に基づくものとする。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

（全所属）

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

3 市町における平素からの備え

（基地対策・国民保護課）

市町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市町は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

(全所属)

県が管理する公共施設、公共交通機関等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、以下のとおり、予防対策について定める。

県は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町が管理する公共施設等における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(基地対策・国民保護課、福祉保健課、農産園芸課、医療政策課、水環境対策課、
薬務行政室、住宅課、教育庁)

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

(3) 県民への啓発

住民の避難や避難住民等の救援に必要な食料、飲料水、生活必需品等必要な物資の備蓄・整備については、行政機関だけの取り組みには限界があるため、県民自らの取り組みが必要である。

このため、県は、県民に対して非常時における備蓄の必要性について理解を求め、啓発を行う。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(基地対策・国民保護課、福祉保健課、農産園芸課、医療政策課、水環境対策課、
薬務行政室、住宅課、教育庁)

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町その他関係機関と連携する。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(全所属)

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

(基地対策・国民保護課)

市町及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、それぞれの市町国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画で定めるところにより、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(基地対策・国民保護課、教育庁)

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ協力し、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用する等、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、全学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

(4) 観光施設、宿泊施設等における啓発

県は、観光施設、ホテル等の管理者が観光客等に対し避難所、避難経路を確実に伝達するとともに、従業員等による引率等により避難が円滑に行われるよう啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(基地対策・国民保護課、警察本部)

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、国が作成する啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置(車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等)について、自然災害時の措置に準じ周知徹底するものとする。

3 市町における国民保護に関する啓発

(基地対策・国民保護課)

市町は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。